年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係 1件

申立人の申立期間のうち、平成9年 12 月、10 年5月、同年7月から同年 9月までの期間及び13年10月から19年4月までの期間に係る標準報酬月額 の記録については、9年12月、10年5月及び同年7月は34万円、同年8月 及び同年9月は32万円、13年10月から14年1月までの期間は22万円、同 年2月は18万円、同年3月は22万円、同年4月は20万円、同年5月から同 年 9 月までの期間は 22 万円、同年 10 月は 24 万円、同年 11 月及び同年 12 月 は26万円、15年1月は22万円、同年2月は24万円、同年3月は22万円、 同年4月は20万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月は 22 万円、同年8月は26万円、同年9月は28万円、同年10月から同年12月 までの期間は 26 万円、16 年1月は 24 万円、同年2月は 30 万円、同年3月 は34万円、同年4月は22万円、同年5月は26万円、同年6月は34万円、 同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月及び同年 11月は32万円、同年12月は22万円、17年1月及び同年2月は26万円、同 年3月及び同年4月は24万円、同年5月から同年9月までの期間は26万円、 同年10月から18年2月までの期間は30万円、同年3月から同年6月までの 期間は26万円、同年7月及び同年8月は22万円、同年9月及び同年10月は 26 万円、同年 11 月は 22 万円、同年 12 月及び 19 年 1 月は 24 万円、同年 2 月及び同年3月は26万円、同年4月は28万円に訂正することが必要である。 また、申立人は、平成 16 年 7 月 30 日、同年 12 月 30 日、17 年 7 月 29 日、 同年 12 月 30 日、18 年 7 月 31 日及び同年 12 月 29 日について、その主張す る標準賞与額(3万3,000円、24万円、6万2,000円、28万1,000円、28 万円及び10万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控 除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録 を 3 万 3,000 円、24 万円、6 万 2,000 円、28 万 1,000 円、28 万円及び 10 万 4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年12月から19年12月まで

- ② 平成16年7月30日
- ③ 平成16年12月30日
- ④ 平成17年7月29日
- ⑤ 平成 17 年 12 月 30 日
- ⑥ 平成18年7月31日
- ⑦ 平成18年12月29日

A社に勤務していた期間の厚生年金保険料について、同社から社会保険事務所への支払がおかしいとの話を同僚から聞き、社会保険事務所で当時の給与明細書や所得税の確定申告書を基に標準報酬月額を調べてもらったところ、標準報酬月額が給与支給額と相違している上、標準賞与額の記録が無い期間があることが分かったので、年金記録を訂正し、正しい年金を受け取れるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違につい て申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に 関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決 定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉 控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞ れに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額の いずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬 月額については、申立人から提出された給与明細書、申立人の居住地を管轄 しているB税務署が保管する所得税の確定申告書及び添付書類等の資料から 確認できる厚生年金保険料控除額から、平成9年12月及び10年7月は34万 円、13年10月から14年1月までの期間及び同年5月から同年9月までの期 間は 22 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 26 万円、15 年 6 月は 34 万円、16 年3月、同年6月は34万円、同年10月及び同年11月は32万円、17年1月 及び同年5月から同年9月までの期間は26万円、同年10月から18年2月ま での期間は30万円、同年10月は26万円とし、前述の給与明細書等の資料に おいて確認できる報酬月額から、10年5月は34万円、同年8月及び同年9 月は32万円、14年2月は18万円、同年3月は22万円、同年4月は20万円、 同年 10 月は 24 万円、15 年 1 月は 22 万円、同年 2 月は 24 万円、同年 3 月は 22 万円、同年4月は20万円、同年5月は32万円、同年7月は22万円、同 年8月は26万円、同年9月は28万円、同年10月から同年12月までの期間

は26万円、16年1月は24万円、同年2月は30万円、同年4月は22万円、同年5月は26万円、同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年12月は22万円、17年2月は26万円、同年3月及び同年4月は24万円、18年3月から同年6月までの期間は26万円、同年7月及び同年8月は22万円、同年9月は26万円、同年11月は22万円、同年12月及び19年1月は24万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月は28万円とすることが妥当である。

また、前述の給与明細書等の資料により、平成10年1月から同年4月までの期間、同年6月、13年4月、19年5月、同年6月及び同年9月から同年12月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額を超えている又は同額となっており、さらに、10年10月から13年3月までの期間、同年5月から同年9月までの期間、19年7月及び同年8月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えている又は同額となっていると認められることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社を管轄する社会保険事務所が保管する同社から届出のあった平成16年9月、17年9月及び18年9月の算定基礎届には、いずれも、申立人の標準報酬月額は「170千円」と記載されていることが確認できる上、前述の給与明細書等の資料において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与明細書等の資料で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦については、申立人は、前述の給与明細書等の資料により、賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、前述の給与明細書等の資料から確認できる厚生年金保険料控除額により、平成16年7月30日は3万3,000円、同年12月30日は24万円、17年7月29日は6万2,000円、同年12月30日は28万1,000円、18年7月31日は28万円及び同年12月29日は10万4,000円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社を管轄する社会保険事務所が保管する同社から届出のあった平成16年12月、17年7月、同年12月及び18年12月の賞与支払届には、いずれも、申立人の賞与額は「0」(ゼロ)円と記載されていることが確認できる上、社会保険事務所では、そのほかの期間の申立人の賞与に係る賞与支払届は提出されていないとしていることから、前述の給与明細書等の資料で確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間のうち、平成6年9月及び8年10月から12年7月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、6年9月及び8年10月から9年8月までの期間は34万円、同年9月から10年3月までの期間は41万円、同年4月は38万円、同年5月から同年8月までの期間は41万円、同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月及び11年1月は36万円、同年2月は34万円、同年3月は38万円、同年4月は32万円、同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月は41万円、同年8月から12年1月までの期間は38万円、同年2月は36万円、同年3月から同年7月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成6年9月及び8年10月から12年7月までの期間の 上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額 に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認め られる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月2日から12年8月21日まで 申立期間の標準報酬月額が、給与支給額と相違していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書、源泉徴収票及び申立人が申立期間当時、居住し

ていたA県B市が発行した市民税・県民税特別徴収税額の通知書において確認できる保険料控除額から、平成6年9月及び8年10月から9年8月までの期間は34万円、同年9月、同年10月、同年12月、10年2月、同年3月及び同年5月から同年8月までの期間は41万円、11年9月から12年1月までの期間及び同年4月から同年7月までの期間は38万円とし、前述の給与明細書等の資料において確認できる報酬月額から、9年11月及び10年1月は41万円、同年4月は38万円、同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月及び11年1月は36万円、同年2月は34万円、同年3月は38万円、同年4月は32万円、同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月は41万円、同年8月は38万円、12年2月は36万円、同年3月は38万円とすることが妥当である。

また、前述の給与明細書等の資料により、平成6年4月、7年9月、同年11月から8年3月までの期間、同年5月及び同年8月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額を超えている又は同額となっており、さらに、6年5月から同年8月までの期間、同年10月から7年8月までの期間、同年10月、8年4月、同年6月、同年7月及び同年9月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えている又は同額となっていると認められることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の給与明細書等の資料において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与明細書等の資料で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社(現在は、B社) C支社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和52年8月1日)及び資格取得日(昭和53年5月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月1日から53年5月1日まで

私は、A社において、昭和52年6月1日からは正職員として継続して勤務し、かつ、申立期間に健康保険の被保険者証を返却していないにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間から欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社C支社において昭和52年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月1日に被保険者資格を喪失後、53年5月1日に同社同支社において再度被保険者資格を取得しており、52年8月から53年4月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社から提出された人事記録、退職金支給明細書及び勤続表彰状等の資料により、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、前述の人事記録及びA社の回答書により、申立人は、昭和52年6月1日以降、申立期間を含め同社が社会保険を適用するとしている正職員になっていたことが確認できるほか、D健康保険組合が保管する適用台帳により、申立人は、同日以降、申立期間を含め同健康保険組合に継続して加入していたことが確認できる。

加えて、複数の同僚は、「正職員は、健康保険と厚生年金保険の両方に加入していた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、昭和52年7月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年8月から53年4月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福島厚生年金 事案 537

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月9日から同年6月1日まで

私は、昭和33年4月1日にA社に入社して以来、平成12年3月31日に 退職するまで、同社のグループ会社に継続して勤務していたにもかかわら ず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間から欠落していることに納得 できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和35年6月1日にA社からC社に出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年4月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料 及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無 いことから、行ったとは認められない。

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成元年8月から同年11月までの期間は47万円、同年12月から2年5月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から2年6月30日まで 社会保険事務所から説明を受けて、申立期間の標準報酬月額が遡及して 訂正されていることを初めて知った。しかし、事実と異なるので、当初の 標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、平成元年8月から同年11月までの期間は47万円、同年12月から2年5月までの期間は53万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日(平成2年7月21日)の後の同年10月9日付けで、元年8月1日に遡及して15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の元代表取締役であった申立人の夫及び元従業員からの説明、申立人及び申立人の夫から提出された給与明細書により、申立人が勤務していたB社における経理及び社会保険事務については、A社で行っていたことが確認できる上、同社の登記簿により、申立人は役員に就任していないことが確認できることから、社会保険事務について権限を有していなかったと認められる。

さらに、当該遡及訂正処理時においては、既に申立人の夫は代表取締役を 退任し、別の人物が代表取締役に就任していたことが確認できることから、 申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認め られる。 これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成元年8月から同年11月までの期間は47万円、同年12月から2年5月までの期間は53万円と訂正することが必要と認められる。

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成5年1月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から7年1月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から7年2月28日まで 社会保険事務所から説明を受けて、申立期間の標準報酬月額が遡及して 訂正されていることを初めて知った。しかし、事実と異なるので、当初の 標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、平成5年1月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から7年1月までの期間は59万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日(平成7年2月28日)の後の同年3月7日付けで、遡及して5年1月から6年10月までの期間は8万円、同年11月から7年1月までの期間は9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の登記簿によれば、申立人は、申立期間当時、8人の取締役の うちの一人であったことが確認できるところ、他の複数の取締役は、「申立 人は現場の業務を担当し、社会保険事務及び経理事務には関与していなかっ た。」と述べており、代表取締役は、「社会保険事務は自分が行ってい た。」と述べていることから、申立人は社会保険事務について権限を有して おらず、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認めら れる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係

る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年1月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から7年1月までの期間は59万円に訂正することが必要であると認められる。

福島国民年金 事案 552

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年4月から 54 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

私は、昭和52年の結婚直後に年金手帳を紛失したことに気付き、A町役場で再発行をしてもらった。その手帳を持ってB市役所で手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付したので、認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町役場で再発行された年金手帳を持ってB市役所に行き、同市役所で手続をして申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているところ、A町が作成した国民年金被保険者名簿には「54.4.14 手帳再発行」の記載があり、また、B市が作成した国民年金被保険者名簿には、任意加入手続に係る入力年月について「54.5」と押印されていることから、申立人は、昭和54年5月ごろに任意加入手続を行ったものと考えられ、任意加入対象期間である申立期間について国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金 保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。